

初鹿通信

第210号

令和5年12月吉日

顧問先各位

＜ご一読推薦者＞

- 経営者
- 経理担当者
- 従業員

初鹿会計事務所（認定経営革新等支援機関）

〒400-0043

山梨県甲府市国母8丁目4番40号

TEL 055-220-6885

FAX 055-220-6887

URL <https://www.hatsushika-kaikei.com/>

新型コロナウイルス関連情報 <https://www.hatsushika-kaikei.com/blog/news/p1950/>

出産に伴う支援制度について

＜出産育児一時金＞

- ・健康保険や国民健康保険の被保険者及びその被扶養者が出産したときに支給
- ・出産した子ども1人あたり **50万円**
※妊娠週数が22週に達していないなど、産科医療補償制度の対象とならない出産の場合は、支給額が48.8万円
- ・被保険者自身、または事業主が手続きするが、医療機関が直接支払制度により申請することが多い

＜出産手当金＞

- ・健康保険の被保険者が産休により給与支給がない場合又は、支給を受けた給与支給額が出産手当金より少ない場合に支給
- ・出産日（出産が予定日より後になった場合は、出産予定日）以前42日（多胎妊娠の場合は98日）から出産日の翌日以後56日目までの範囲内で、会社を休み給与の支払いがなかった期間が対象
- ・1日当たりの支給額
【支給開始日の以前12ヶ月間の各標準報酬月額を平均した額】（※）÷30日×（2/3）
（支給開始日は、一番最初に出産手当金が支給された日）
※支給開始日の以前の期間が12ヶ月に満たない場合は、次のいずれか低い額を使用して計算します。
 - ア 支給開始日の属する月以前の継続した各月の標準報酬月額の平均額
 - イ 標準報酬月額の平均額（30万円）
- ・被保険者自身、または事業主が手続き

＜出産・子育て応援交付金＞

- ・出産応援金として妊婦1人につき5万円、子育て応援金として新生児1人につき5万円
- ・申請期間、申請方法は各市町村で異なりますので、確認をお願いします
- ・令和7年度から希望により電子マネーで給付を受けることができる

<産休中の社会保険料の免除>

- ・産休中は健康保険料・厚生年金保険料の支払いが免除（事業主も免除）
- ・保険料の免除期間は、産休開始日が属する月から産休終了予定日の翌日が属する月の前月
- ・申請は事業主が行う

<国民年金保険料の免除>

- ・国民年金の第1号被保険者が出産した場合に免除
- ・保険料の免除期間は、出産予定日または出産月の前月から4ヵ月間（多胎妊娠の場合は出産予定日または出産月の3ヵ月前から6ヵ月間）
- ・申請は出産予定日の6ヵ月前から市役所などの国民年金担当窓口で行う（郵送も可）

白ナンバーのアルコール検知器義務化

令和5年12月に「白ナンバー」のアルコールチェックが義務化されます。

当初の予定では令和4年10月1日より、アルコール検知器を使用した酒気帯び確認が義務化される予定でしたが、半導体不足・コロナ禍の物流停滞等を理由に開始が延期されました。令和4年5月の情報発信でもお伝えしましたが、改めて内容をご確認ください。

1. 義務の対象となる事業者

アルコールチェックの義務化は、「安全運転管理者」の業務に新たに義務付けられた、安全運転管理者の選任義務のあるすべての事業者が対象となります。

安全運転管理者は、事業所ごとに、自動車を5台以上（乗車定員11名以上のものは1台以上）を使用している場合に専任しなければなりません。

2. 義務化されるアルコールチェック

アルコールチェック内容は段階的に義務化されます。

【令和4年4月1日から】

- ・運転前後の運転手の状態を目視等で確認して運転手の酒気帯びの有無を確認する。
- ・酒気等の有無について記録して、その記録を1年間保管する。

【令和5年12月1日から】

- ・運転手の酒気帯びの有無の確認を、アルコール検知器を用いて行う。
- ・アルコール検知器を常時有効（点検し使用できる状態）に保持する。

詳しい内容、ご不明な点等ございましたら、お気軽に窓口担当者までお問い合わせください。

また、出産育児一時金、出産手当金、社会保険料等の免除については当事務所で代行して手続きを行うことも可能ですので、お気軽にご連絡ください。